武藤

## 本光坊良顕 Ó 疑惑 染 0

聖

武 IE

典

蔵、十帳御文の実如証判の第三帳十七に編 されていない以上、放火とも断定は出来な 判断し放火説が最も有力だが、犯人が検挙 に本坊、合せて十坊を烏有に帰した。 屋から出火し馬場大路南北の他屋九坊、 光坊敬智に送つたものと二通現存されてい さんされているものと、 が詳細に書き残した文章に、高田本誓寺所 いのである。吉崎火災について、蓮如自身 一月二十八日、午後六時頃、 火災原因は不明である。当時の状況から の吉崎繁盛期、 文明六年(一四七四) 新潟勝念寺開基円 吉崎南大門他 並

を賜つて、 真筆、吉崎絵図、吉崎御坊火難の文章、等 近の老職とし、蓮如の吉崎退去後、蓮如の 崎で蓮如の教化を受け弟子となり、常随昵 倉敏景の重臣、朝井権之進光友と称し、吉 円光坊は、円広坊とも書き、 加賀国今湊 (石川県能美郡港 越前領主朝 カキリテ火難ノ義ナカリシカトモ今度マコ

といつている。 五五 に 越後へ移転した、現在も今湊勝念寺 一寺を建立、 明暦年間

日と記され、勝念寺円光坊あてには三月一 火災日附は、高田本誓寺には三月二十八 新潟勝念寺円光坊あての原文をそのま 内容は両者とも殆んど同文であるの

度オモヒタチテ此方ニオイテ居住スヘキ覚 加州門下ノ族モ山ヲクツシ又芝築地ヲツキ ラケテー宇ヲ結テ居住セシムルホトニ当国 狼野チ(ママ)ノスミカノ大山ヲヒキタヘ 在所イタリテヲモシロキアヒタマコトニ虎 ソレヨリ登り当国細呂宜ノ郷吉崎トイヘル 悟ニオヨハス越前加賀カノ両国ヲ経廻シテ 賀ノ郡大津三井寺ノフモト南別所近辺ヲ風

ハ小家ナントハ焼失ストイヘトモコノ坊ニ トモ田舎ノコトナレハ一年二年ニ一度ツィ 夏ノ比ヨリ当年迄ハステニ四年ナリシカレ モナク一年二年トスクルマ、文明第三ノ暦 ナントシテ家ヲワレモくートツクル間ホト ま紹介してみよう。 で、 ぎて、避難中他屋に於いて書いたものらし 十六日と記され、いずれも火災後十日程過 「夫文明第三ノ天、五月仲旬ノ比江州志

ということである。

文明第六酉ノ四月二十六日 イフモナカ~~コトハモナカリケリ(下略) 時ノマニ恢燼トナレリマコトニアサマシトテソノ数十ナリ南風ニマカセテ焼シホトニトニ巳上南北ノ多屋九ツナリ本坊ヲクワエトニ巳上南北ノ多屋カツナリ本坊ヲクリエ月二十六日酉ノ尅トオホエシニ南大門ノ多 トニ時尅到来ナリケ

ル

カ、当年文明第六三

本光坊縁記」には、平泉寺、

能

化職功

## 釈蓮如書之

マイラセ候 円広坊へ

外不出の本願寺、寺宝とし祕蔵されている聖教が血染の聖教、はらごもりの聖教で門腹中から血だらけの聖教が出て来た。この焼跡から良巓の黒とげ死体が発見され、

て、鎌倉右大臣実朝に仕う。建暦二年正月桓武天皇十世の孫千葉介常胤の四男にし信と名づく。下総国住人なり。人皇五十代甚なり。此明空上人は俗姓は大須賀四郎胤期当院は祖師聖人の高弟本光坊明空の開存が大要次の如く記している。

ね出し帰参を命ずるも志を改めず。その頃隠る。公此人ををしみ北条時政を以つて尋と命ぜらる。怒つて退き信濃国の方へ逃れ郎胤信は調度懸の役にて歩行して供養せよ式甚厳重なりし事なりしに其時此大須賀四

月二十八日。

東如に随ひ吉崎に移住す。時に文明六年三連如に随ひ吉崎に移住す。時に文明六年三名づく。六十五人の随一となる。延慶元年八月廿日死す。その子明堅の代より第五代八月廿日死す。その明世となる。延慶元年

如に師仕す。文明六年三月廿八日南大門辺了真と云う。其頃坂井郡吉崎にて本願寺蓮向寺五世の住職、越前大谷村に生る。父を本光坊良顕は明空と称し足羽郡市波村本大要次のごとく記している。

の聖教と云う。の聖教と云う。の聖教と云う。の聖教と云う。の聖教と云う。の聖教と云う。の聖教と云う。の聖教と云う。の聖教と云う。の聖教と云う。の聖教と云う。の聖教と云う。

「真宗懐古鈔」の中にも

十九日鶴ヶ岡八幡宮御社参の事ありて其儀

顕、蓮如上人へ某シ参テ取り返ラント言上 生ノ死念也ト、ナゲキ給ヘリ。トキニ宇坂 御真筆ノ御本書、余ハ皆持出デタレドモ、 及ヌ義ナレドモ、 ケル。折節非常ノトキナレバ、了顕帯刀ニ 犬死ニセンコト必定也ト、ツョク止メラレ テ、汝ハ狂乱シツルカ、アノ火ノ中ニテ、 ニ行ントス。依テ余ノ坊主 衆ソノ 袖ヲ取 ノ孫ナリ、常胤コト東鑑ニ見ヘタリ)此了 ク(開山ノ御弟子ナル、千葉ノ介常胤五代 ノ市波ノ本向寺、其トキハ本向房了頭ト名 第五ノ証ノ巻ヲ取落タリ、是ヲ焼ンコト一 え成ン必ズ無用也ト制止シ給へドモ、 ニ、何ゾ取得ルコト有シャ、只徒ニ焼死ノ セラルトトキニ、上人ノ仰ニ此猛火盛ナル 「上人ノ仰ニ御堂焼失スルコトハ是非ニ コ、ニ悲キハ祖師聖人ノ

ヲ、水ヲソヽギテコレヲケシ其死該ヲ恃出ヨ、水ヲソヽギテコレヲケシ其死該ヲ時出コト仰付ラル。依之人々灰ヲ搔除テ、死体ニ尋ネアタリ、未ダ畳ノ四方ニ ハ 火ノ燃ルのシ、深ク悲ミ給ヒ、急ギ死骸ヲ取出セ上人及ビ御弟子等、了顕ノ焼死セシヲ推量上人及ビ御弟子等、了顕ノ焼死セシヲ推量上人及ビ御弟子等、ア顕ノ、海本書ヲバ取リ得タレドモ、早四方ニ 火 廻 テ 可出道ナリ得タレドモ、早四方ニ 火 廻 テ 可出道ナリ得タレドモ、早四方ニ 火 廻 テ 可出道ナリ得タレドモ、早四方ニ 火 廻 テ 不 ランケルガ、其マ、刀ヲヌキ、袖ヲ切ティラレケルガ、其マ、刀ヲヌキ、袖ヲ切

を書いたものである。出口、境、山科、大阪、五坊舎建立の縁記出口、境、山科、大阪、五坊舎建立の縁記六七)発行の雨甘の作で、蓮如が、吉崎、「真宗懐古鈔」三巻は、明和四年(一七と記されてある。

四証巻也、世称腹籠聖教)と云へり」四証巻也、世称腹籠聖教)と云へり」「吉崎殿火、事出倉卒、本向坊了顕、自又「本願寺通紀」にも

のである。 ので、いずれも後世に作られたものなたもので、いずれも後世に作られたものなと四八)玄智の選で、本願寺内容を記述して本願寺通紀』十五巻は、天明四年(一

享保十二年(一七二七)第七十一世明準のあると云うのが「紫雲殿由縁記」に書かれたく事実無根で後世、デッチ上げたものでたく事実無根で後世、デッチ上げたものでたく事実無根で後世、デッチ上げたものでたく事実無根で後世、デッチ上げたものでたく事実無根で後世、デッチ上げたものでたく事実無根で後世、デッチ上げたものでたく事実無根で後世、デッチ上げたものでたく事実無根で後世、デッチ上げたものでたく事実無根で後世、デッチ上げたものでたく事実無根で後世、デッチ上げたものでたく事業を表している。

(室)に昇進すると記し最後に 秀賢並に隠居祐忍とが 余間 の 位より院家 秀賢並に隠居祐忍とが 余間 の 位より院家 なつている。その中に、了顕の忠節を述べ なっている。その中に、了顕の忠節を述べ なっている。その中に、了顕の忠節を述べ なっている。その中に、了顕の忠節を述べ なっている。その中に、了顕の忠節を述べ

されてあるのである。国王ノ取持ナリ有名無実ノ仕合云々」と記難渋ノ申含ニテ、表向キハ如此云テ内々ハ難渋ノ申含ニテ、表向キハ如此云テ内々ハ

が残つているのである。本願寺院家の職を調べてみると次の文章

判金三十枚ニテ内陣上座ノ素絹トナレリ」 上、是レ素絹許可ノ始ナリ其後コレニ準ジ 門主モ余義ナキナレバ是非モナシ御許容有 願母、 シ給ハズ御ニ依ツテ為御 礼 判 金 三十枚進 ベシ願ヒ申シ放御門主モ其上ハ是非ニ及バ イタシ候宿坊ノ候ヘバコレヘ御免クタサル 死タルモノニ候へバ母ノカワリニ母ガ帰依 シトキ、重ネテ被申ケルハ左様ニ候ハ母カ カルニ御家ニ素絹ト申物ノ候由承候。 申シハ、我母御宗門ニテ法義甚ダ悦候、シ 去ノ後、 追善ニ母へ御被成下候様ニ被居申シ時、 「明君言動録」巻之下に、前記と一 「越前ニ御未寺アリ国主(吉品) 時ニ国主ノ母儀、当宗ニテ在シカ死 国主御門主(宣如)へ対面有テ被 御

"明君言動録」巻之下、

れる文章が書かれてあるのである。

意に応じ候。 意に応じ候。 一月十四日左義長杯も御馬に而出候程之御 古品)至而御懇に被成下御夜話等毎夜罷出 上町下屋敷有之。探源院様(七代福井藩主 上町下屋敷有之。探源院様(七代福井藩主

或時、御夜話に罷出候意被成候は、其方望

)候事は此方より可申置候、申聞と祐恩へ [具雑具を取払候様輪番へ罷越申付、こぼ |御堂境内は舟橋沖見晴能候間、明日より

門徒是馬之毛の数程御座候へば、望事迚は 事は無之哉と御尋被遊候処、祐恩申上候は 少も無御座候。

は少分之儀に候へば可被下旨御意被遊、早三四百両斗之儀に御座候と申上候得ば、夫 段明跡有之次第可申付旨御受有之候。 遺、院家之儀被仰遺候処何分にも承知仕候 々本願寺へ本光(向)寺 上候へば夫は何程に候哉と御尋被遊に付、 此上院家に相成候へば結構之儀に御座候得 是は過分之金子入用に候へば難及由由 先祖之儀を被仰

出本寺之家老、下間へ金銀を以取入、本光 然処此趣を本光(向)寺及承早々京都え罷

家に罷成候、

(向

) 寺 に ー

被仰付候は、泊鷹野へ参候は見晴能茶所を 泊鷹野に被為入候則、 趣候処、本覚寺院家に被致候は如何之訳合 は、本光(向)寺院家之儀明跡次第と被申 に参候と被仰遺未御受義無之内、吉江へ御 祐恩も被召連同人へ じたのであろう。

見分の為参候得共、此辺に而は可然処なく

-立成候、間もなく本覚寺院 果候由。」 「名君言動録」の本光坊祐恩と あ 又々蟄居被仰付一生御勘気之身に而相

免被成候、瑞源寺へ参詣仕候処、思召不

聴被甚御憤被遊、又々本願寺へ被仰遺候趣 此旨探源院(吉品藩主)様御 であつた関係上、言動録の如き事態が生 近)支坊に居住、茶道に秀れ、吉品も茶人 豪胆で、晩年隠居し、福井(現在錦公園付 であろう。祐忍は本向寺第十二世で、 祐玄の二男と生れ、幼名猿丸と称し、性質 本向寺祐忍のことで、著者の書き違い るの 落合

本願寺の院家の位を取るため、 本光坊良顕の血染の聖教は、 藩主吉品を この祐忍が

五)正月一日、九十五才の高齢で死亡し

祐忍は享保十年(一七二

被仰付候に付、 早速頭立門徒共呼集致評儀申候処、全 夜中に罷越 輪 番 へ 申渡候

利用し三百両の金を本願寺へ納め、

作り上

本覚寺父子京都へ罷出候様申来、 夜中に京都へ申遺候処、 く本覚寺院家に罷成候御憤と相聞候に付い 余日なきうちに、

様(八代吉那)御代度々願に付御国住居御 寺を持候処、又々領主方へ御附届有之勢州 も追払ひ、夫より何方へ被参候哉、昇安院 院被仰付候処、 に罷成候。下間は自殺仕候由、本覚寺は追 本寺之所持に而勢州に而大 早速院家

げた芝居で、それを最も真実らしく宣伝さ 本光坊良顕

れたものなのである。 教事件には、一言も、ふれていないのが何 宣伝の上手であつた蓮如も、この血染の聖 百六十六通の多くの文章を書き残した文章 縁起なので、あれほど筆まめな、 血染の聖教は、

よりも証拠なのでなかろうか。 あくまでも